

群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務 仕様書

この仕様書は、群馬県機関等において、クレジットカード、電子マネー及び二次元コード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、申請手数料や利用料（以下、「手数料等」という。）を徴収し、会計管理課に納付する業務（以下「納付業務」という。）において、必要となる要求事項をまとめたものである。なお、「納付業務」とは、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務を指す。

1 納付業務開始日

令和8年10月1日（※現時点の予定）

2 納付業務実施期間

納付業務開始日から5年間

3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド

- ・以下に記載した決済ブランドを必ず取扱うこととし、更に利用可能な決済ブランドがある場合には、企画提案書（様式2-2）にその内容を記載すること。
- ・受託者が利用可能な決済ブランドを追加しようとする場合は、事前に群馬県（以下「県」という。）の承認を得ること。
- ・提案するブランドを取り扱うために、応募事業者以外の事業者を指定納付受託者に指定する必要がある場合は企画提案書（様式2-2）にその旨を記載すること。

<必ず取扱う決済ブランド>

①クレジットカード決済

- ・「VISA」「MasterCard」「JCB」

②電子マネー決済

- ・全国相互利用サービスを行っている交通系ICカード（Suica、PASMO、ICOCA）
- ・「楽天Edy」「iD」「QUICPay」

③コード決済

- ・「PayPay」「d払い」「au PAY」「楽天ペイ」

4 納付業務の方法

- (1) キャッシュレス決済により徴収し、月の初日から末日までの間を1単位として取りまとめた手数料等（以下「収納金」という。）を、翌月末日までに県が指定する受取先金融機関口座に振り込むこと（※受取先金融機関口座は導入所属ごとに分けずに1つの口座にまとめる予定）。収納金はクレジットカードの分割払い、リボルビング払い

といった、利用者が選択する支払方法の種類を問わず一括での納付とする。なお、収納金を振り込む際の手数料は受託者の負担とする。

- (2) 収納金の内訳明細及びキャッシュレス決済に要する決済手数料の明細は納付日の5営業日前までに、オンライン又は郵送により県担当者が確認できるようにすること。
- (3) 収納金は差し引きを行わず全額を入金すること。
- (4) (1)における納付は一者の事業者で行われることが望ましいが、複数の事業者で行われる場合、あらかじめ企画提案書(様式2-5)にその旨を申し出ること。

5 決済手数料の取り扱い

- (1) 決済手数料は、請求書により支払いを行う。
- (2) 決済手数料はブランド毎に計算することとし、納付毎の手数料等の合計額に手数料率を乗じた金額とする。なお、1円未満の端数がある時は、原則としてその端数金額を切り捨てるものとする。

6 決済端末又はレジ及び取引実績のデータ還元サービス(以下「レジ機能」という。)の条件

(1) 決済端末の規格

- ・キャッシュレス専用決済端末とキャッシュドローア付きのキャッシュレス・現金併用型決済端末(以下「現金併用型端末」という。)の2種類(以下総称して「決済端末」という。)を用意すること。
- ・決済端末自体にインターネットへの接続機能が搭載されており、決済端末単体でキャッシュレス決済が可能であるほか、キャッシュレス専用決済端末については持ち運び可能であること。なお、採用しているネット回線が接続不良だった場合の代替手段の有無について、企画提案書(様式2-3)に記載すること。
- ・POSシステム等を用いて登録商品の情報を取り込んだバーコードや2次元コードなど決済端末で自動的にデータを読み取れるもの(以下「自動認識コード」という。)を生成できること。なお、キャッシュレス専用決済端末については、当該端末自体に当該自動認識コードを読み取る機能が搭載されていること。
- ・現金併用型端末を導入する所属については、多数の収納対応を行うことが見込まれることから、外付けのプリンターや上記自動認識コードを読み取ることができるスキャナーと連動させることで、迅速な収納処理を行うことができること。なお、具体的な処理速度や他県での事例等について、企画提案書(様式2-3)に記載すること。
- ・キャッシュドローア、外付けプリンター又はスキャナーと決済端末を連動させるにあたり、その他必要な機器がある場合は、企画提案書(様式2-6)に当該内容を記載すること。
- ・決済端末、キャッシュドローア、外付けプリンター及びスキャナーを含めた一切の機器

(以下「決済端末等」という。)は、全てリース方式によること。

- ・「3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド」に記載した決済ブランドの利用が可能であること。
- ・接触 IC カード、磁気カード、電子マネー、PIN 入力装置が一体となった端末（各装置が接続されているものを含む）とし、他ブランドとの共用が可能なものであること。
- ・決済端末を利用して決済したデータは、レジ機能のシステムに送信すること。
- ・カード決済承認票が、用紙に必要な枚数印字出力されること。また、決済が承認されていることが容易に確認できること。
- ・日計表がレシート用紙に印字出力できること。
- ・決済端末又はレジ機能のシステムにおいて、過去の決済情報の確認や決済情報の集計ができること。
- ・PCIDSSv4.0.1 に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であり、セキュリティとして PCIPTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。なお、端末の使用期間中は、PCIDSS の更新を行い、有効なバージョンを保つこと。
※PCIDSS : Payment Card Industry Data Security Standard
- ・契約期間中に法令又はセキュリティ基準の改正等があった場合には、これらに対応すること。

(2) レジ機能の規格

①納付額の計算

- ・決済端末本体で手数料等の区分、名称及び数量を選択することで納付額を計算できること。

②納付情報の管理

- ・パソコン(Microsoft Windows)から、インターネットを通じて取引履歴を確認できるほか、指定した期間のデータを CSV 形式で出力可能であること。
- ・決済データをバックアップとして最低 180 日間保管すること。

(3) 費用負担及び請求

<本調達の対象経費>

- ・契約期間に要する費用を表すこと。
- ・端末利用料とは別に通信料や諸経費、外付け周辺機器等の費用が掛かる場合は企画提案書（様式 2-6）に詳細を示すこと。
- ・レシートロールなどの消耗品に要する費用は、別途県が負担するものとする。

(4) サポート

- ・決済端末等やレジ機能の障害、故障等に関して、問合せ可能なヘルプデスクが設置されていること。
- ・金額の入力間違い等による決済内容の訂正について、ヘルプデスク等で取り消し処理等の支援を受けられること。

- ・決済端末等のリース契約に伴い、契約期間中は決済端末等の保守管理を行うこと。なお、決済端末等に故障等が生じた場合、その原因に応じて次のとおり対応すること。

①故障等の原因が県又は利用者の責めに帰す場合：契約金額とは別に有償による対応を行う。

②故障等の原因が県又は利用者の責に帰さない場合：契約金額の中で対応を行う。

(5) その他

- ・利用者に対してキャッシュレス決済での支払いが可能であることを案内できるよう、取扱ブランドのアクセプタンスマークを提供すること。

6 決済端末等の設置

- (1) 別紙「導入機関一覧」のとおり決済端末等を設置すること。なお、契約締結後に決済端末等の導入機関を拡大する可能性があり、その場合は導入済み端末等と同条件で運用すること。また、設置場所が変更となる場合は、県から受託者に対して通知するものとする。
- (2) 原則として「1 納付業務開始日」までに、決済端末等を利用して「3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド」に規定する決済ブランドで決済できるよう、あらかじめ必要な設定を行うこと。

8 研修の実施、マニュアルの提供

- (1) 納付業務開始日前に、決済端末等及びレジ機能の設定方法、実機の操作方法等に関する説明会をオンライン方式により3日間の日程で開催すること。なお、説明会の動画を録画保存し、契約期間中は県の担当者が閲覧できるようにすること。
 - (2) 決済端末等及びレジ機能の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載した汎用マニュアルを提供すること。
- ※(1)及び(2)について、その詳細を企画提案書(様式2-7)に記載すること。

9 決済端末運用条件

- (1) 提示されたクレジットカードの信用照会は、即時与信が可能であること。
- (2) 決済金額が確認でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- (3) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策を講じていること。
- (4) 収納情報データを蓄積し、随時、発注者に情報提供することが可能であること。
- (5) 個人情報の保持に関する規定があり、対策が徹底されていること。

10 個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置

をとるものとする。

- (2) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守すること。また、契約期間及び契約終了であっても保管・管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講ずること。

11 帳簿の保存及び検査

(1) 帳簿の保存

地方自治法第231条の2の6第1項に規定する帳簿を保存すること。なお、保存期間は翌年度4月1日から起算して5年間とする。

(2) 立入検査

県は、必要があると認めるときは、地方自治法第231条の2の6第3項の規定により必要に応じて検査員を派遣し、上記の帳簿について検査することができるものとする。

12 その他

- (1) 県は、県が認めた団体に対して決済端末等を貸し出すほか、併せて当該端末の操作等を委託することができるものとする。
- (2) 本業務は、地方自治法に規定する指定納付受託者制度に基づき運用する。
- (3) 受託者は、本業務の履行を第三者へ委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面にて申請し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と受託者で協議のうえ決定する。